

医療安全情報

(独)医薬品医療機器総合機構



No.1 2007年11月

栄養チューブ閉塞時の注意点について

POINT

安全使用のために注意するポイント

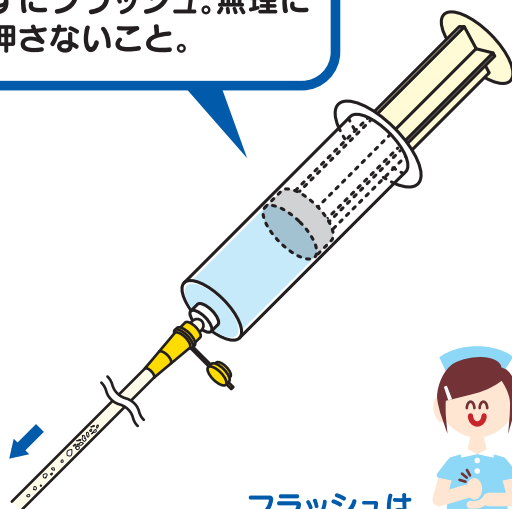
(事例1) 閉塞した栄養チューブに圧力を加えてフラッシュを行った結果、とおりがスムーズになったので栄養剤を注入した。その後患者の鼻腔から栄養剤が漏れているのが発見され、抜去したところ栄養チューブに亀裂が入っていた。

1 チューブ詰まりを解消するための操作時の注意事項 その1

- 注入器は容量が大きいサイズ（注入器のサイズは各社添付文書の推奨サイズを参照のこと）を使用すること。容量の小さい注入器では、注入圧が高くなり、チューブの破損や断裂の可能性が高くなる。
- 圧が強く押しにくい場合には、無理に詰まりを解消しようとせずに、チューブを抜くこと。

良い例

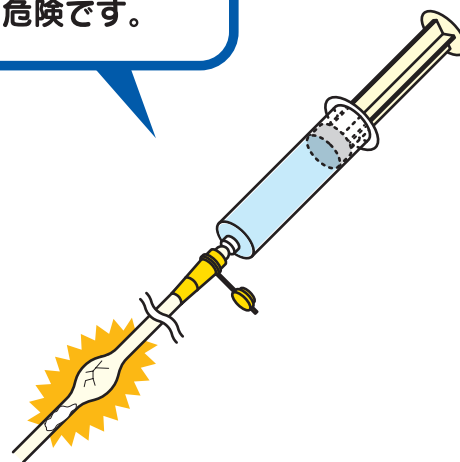
大きい注入器で、適量の微温湯をゆっくり力をかけずにフラッシュ。無理には押さないこと。



フラッシュは
大きめの注入器でゆっくりと！

悪い例

小さい注入器は、圧がかかりやすく危険です。



* 新生児・乳児・小児に使用する、チューブ径が小さく肉厚の薄いチューブが閉塞した場合は、当該操作は行わずチューブを抜去すること。

(事例2) 栄養チューブが閉塞したため、スタイレットを使って閉塞を解消しようとした際、スタイレットがチューブを穿孔しその結果、食道に損傷を与えてしまった。

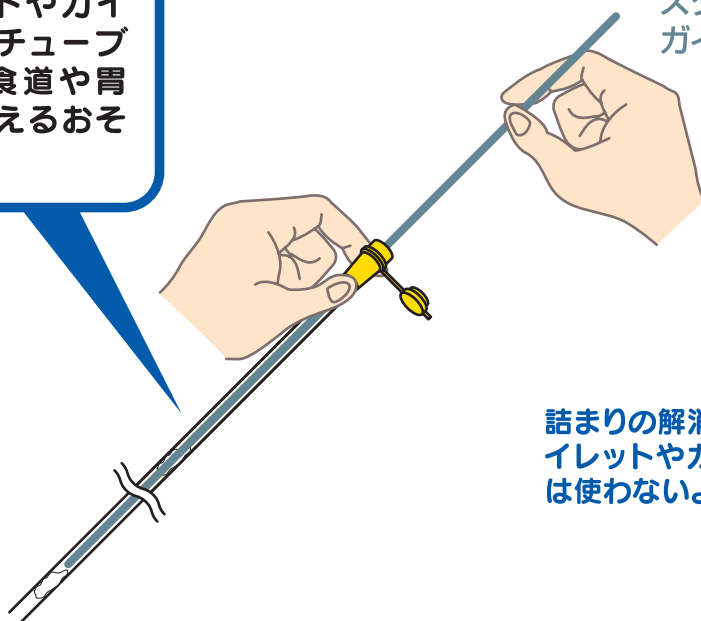
2 チューブ詰まりを解消するための操作時の注意事項 その2

- 詰まりの解消に、スタイレットやガイドワイヤを使用しないこと。

スタイレットやガイドワイヤは使用しない

スタイレットやガイドワイヤはチューブを穿孔し、食道や胃に損傷を与えるおそれがある。

スタイレットやガイドワイヤ



詰まりの解消のためスタイレットやガイドワイヤは使わないように!



平成19年6月15日付薬食安発第0615001号通知「経腸栄養用チューブ等に係る添付文書の改訂指示等について」をご参照ください。

本通知については、医薬品医療機器情報提供ホームページ
(<http://www.info.pmda.go.jp>) > 医療機器関連情報 > 機器安全対策通知 > 使用上の注意の改訂指示通知に掲載されています。

本情報の留意点

- * この医薬品・医療機器安全使用情報は、財団法人 日本医療機能評価機構の医療事故情報収集等事業報告書及び薬事法に基づく副作用・不具合報告において収集された事例の中から、独立行政法人医薬品医療機器総合機構が専門家の意見を参考に医薬品、医療機器の安全使用推進の観点から医療関係者により分かりやすい形で情報提供を行うものです。
- * この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。
- * この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課したりするものではなく、あくまで医療従事者に対し、医薬品、医療機器の安全使用の推進を支援する情報として作成したものです。